売買取引の条件について

（２０２３年１０月１日現在）

大阪市中央卸売市場
大阪本場青果部
大果大阪青果株式会社

弊社では、卸売市場法や大阪市中央卸売市場業務条例に基づき、以下のとおり、売買取引の条件を定めています。

1　営業日、営業時間及び荷受時間について

（１）営業日　　ホームページ「市場カレンダー」のとおり
http://www.osaka-daika.co.jp/

（２）営業時間　　営業部門：午前 5 時～午後 2 時 30 分
管理部門：午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分

（３）荷受時間　　以下の時間帯を除いて荷受いたします。
野 菜 部：午前 7 時～午前 10 時（荷受不可）
果 実 部：午前 6 時～午後 3 時　（荷受不可）
但し、市場休業日は野菜、果実ともに終日対応いたします。

2　取扱品目について

● 野菜、果実及びこれらの加工品・冷凍食品（鳥肉以外の肉類に係るものを除く。）

3　生鮮食料品等の引渡しの方法について

● 出荷者に関しては受託契約約款もしくは当事者間協議の上決定
● 販売先に関しては市場内卸売場もしくは当事者間協議の上決定

4　委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額について

● 受託契約約款に準ずる

5　生鮮食料品等の卸売に係る売買仕切金等の支払期日及び支払方法について

（１）支払期日　　各取引先との協議の上決定

（２）支払方法　　現金、小切手、手形、送金その他各取引先との協議の上決定した方法

6　売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の売買仕切金等以外の金銭について

● 各取引先との協議の上決定

以上